

令和元年度 教育委員会 第20回定例会 議案

1 日 時 令和2年3月6日（金） 午前10時

2 場 所 教育委員会議室

3 報告事項

4 議 案

第45号議案 静岡県部活動ガイドラインの改訂 … 1

<非>第46号議案 令和元年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 …非

<非>第47号議案 令和2年度管理職員（校長及び教育部管理職）人事異動 …非

5 閉 会

第 45 号議案

静岡県部活動ガイドラインの改訂

生徒及び教員にとって望ましい活動環境のもと、適切な部活動が実施されることを目的として、別冊のとおり、静岡県部活動ガイドラインを改訂する。

令和 2 年 3 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

第45号議案【補足資料】

(件名)

静岡県部活動ガイドラインの改訂について

(健康体育課・高校教育課)

1 協議の要旨

平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表、静岡県教育委員会では同年4月に「静岡県部活動ガイドライン」を策定した。文化部活動の取り扱いについても準じることとしていたが、同年12月、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表した。

その後、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」及び11月6日開催の教育委員会定例会で「静岡県立学校教育職員の時間外勤務の上限に関する方針」が議決された。このため、静岡県部活動ガイドラインを改訂することとした。

2 協議の位置付け

2月5日の委員協議会において委員からは、「文化部活動の休養日や活動時間については、運動部活動と異なり、スポーツ・医科学といった観点で設定することは難しく根拠として乏しい。「教員の働き方改革」を受けての設定ということは推測できるが、設定した根拠を記述する必要がある。」との意見が出されたことから、文化庁がガイドラインで示す観点について、記述することとして、今回、議案としてお諮りするものである。

3 今回のポイント

- ・ 高校生の週休日及び休日の1日の活動時間
(現) 長くとも4時間程度 (改) 3時間程度、長くとも4時間程度
- ・ 文化部活動の取扱いについて、「運動部活動の在り方」と同様とすることを明記
- ・ 説明に用いている数値など可能な範囲で最新のデータに置き換える

4 今後のスケジュール(予定)

定例会で議決後、令和2年3月末までに各県立学校長、各市町教育委員会教育長あてに通知するとともに静岡市教育委員会、浜松市教育委員会及び私学振興課長あて送付する。また、静岡県ホームページに掲載している情報を更新する。

第20回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県学校教育情報化推進計画について	1
2	監査結果に対する措置状況の報告	2
3	【配布報告】 監査結果に関する報告	8
4	【配布報告】 県への不当利得返還請求権行使等請求訴訟の終結	10
5	<非>指導力不足教員の認定について	非

静岡県学校教育情報化推進計画について

(教育政策課情報化推進室)

1 概 要

令和元年 11 月 20 日の委員協議会で報告した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく「静岡県学校教育情報化推進計画」の策定状況と、計画の中に位置付ける「静岡県 I C T 教育推進協議会（仮称）」の設立について報告する。

2 Society5.0 での学びを支える先端技術活用教育ロードマップ 別添資料 1

- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」は令和元年 6 月に公布・施行された。
- ・文部科学大臣が策定する「学校教育情報化推進計画」は現在未公表（令和 2 年 6 月公表予定）。
- ・都道府県は国の計画を参酌するため、本県ではまず、計画策定の基礎となる「Society5.0 での学びを支える先端技術活用教育ロードマップ」を策定した。
- ・計画期間は「G I G A スクール構想」に合わせて令和 5 年度まで。
- ・令和 5 年度までに B Y O D を含む 1 人 1 台環境を実現することを目標とする。
- ・協議会の設立などで県と市町が協働し、A I 教材等の先端技術導入を促進する。

3 静岡県 I C T 教育推進協議会（仮称）の設立 別添資料 2

- ・I C T 機器の要求仕様策定や広域調達の支援を行う協議会を設立する。
- ・授業や校務への先端技術の導入について情報共有や協働して実証研究を行う。
- ・他県の状況や市町の意見を参考に、調達業務の法的な整理を実施した上で体制を決定する。
- ・教育 I C T 化タスクフォースを設置し、教育ビッグデータや A I 教材の活用等の課題解決にあたる。
- ・タスクフォースのメンバーは課題ごとに機動的に編成し、アドバイザーとして県内大学の有識者に関与していただく。

監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

令和元年度第 3 回の監査結果（令和元年 12 月 5 日付通知）における指摘（2 件）、注意（3 件）に対する各所属の措置状況について、2 月 26 日に監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
袋井商業高等学校	生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）	別紙 1
富士特別支援学校	交通加害事故（人身事故等）の多発	別紙 2

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
金谷高等学校	特殊勤務手当の不正受給	別紙 3
静岡北特別支援学校	交通加害事故（人身事故）の発生	別紙 4
浜松特別支援学校	交通加害事故（人身事故）の発生	別紙 5

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井商業高等学校	令和元年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）</p> <p>3 内 容 袋井商業高等学校の教諭は、平成31年4月、既に卒業した生徒を含む最大426人分の成績基礎データ等の個人情報を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。</p> <p>さらに、同年9月にも他の非常勤講師が、担当する2学級64人分の課題テスト成績及び検定結果を許可なく保存した私物のUSBメモリーを学校内で紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 今回の件は当該職員の個人情報取扱に関する意識及び知識が希薄であったことに起因することから、紛失した職員に対しては、校長から厳重に注意するとともに、個人情報の適切な取り扱いについてあらためて指導を行いました。</p> <p>2 全校生徒に対し、校長から状況を説明し、謝罪しました。また全保護者に宛て文書にて状況説明と謝罪を伝えました。</p> <p>3 2度目の紛失直後の令和元年9月に校内に再発防止検討委員会を新たに組織し、再発防止策の検討、取組を行っています。</p> <p>(1) 個人所有USBメモリー使用の完全撤廃 学校所有のUSBメモリーについて貸出規定を整備し、校内で使用する場合も管理職の決裁を受け、使用することを徹底しています。</p> <p>(2) 県教育委員会教育政策課情報化推進室職員による研修の実施 令和元年10月7日(月)情報資産の分類等についての研修を実施しました。当日受講できなかった職員にも録画による研修を行い、非常勤を含む全職員の知識及び意識の向上に努めました。</p> <p>(3) 職員室机等の施錠徹底 職員の机、個人情報を含む媒体を保管する書庫等の鍵を再確認、整備し、施錠の徹底を行っています。</p> <p>4 継続的注意喚起の実施 職員会議、朝の打合せ等機会のある度に管理職から呼びかけを行っています。今後も全職員が高い意識を持続し、事故防止につながるよう取り組んでまいります。</p>	

(別紙2)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	令和元年 12 月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 交通加害事故（人身事故等）の多発 3 内 容 平成 30 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 5 件発生していた。	
【措置の内容】 校長から、該当職員へ厳重注意と指導を行いました。 事故の分析をしたところ、事故を起こした職員の年齢は 20 代から 30 代で、採用から 3 年までの職員としての経験の浅い者がほとんどでした。また、5 件のうち通勤途上が 4 件でした。この内容を踏まえ、職員に対し以下の対策を講じています。 1 職員への注意喚起と意識改革 (1) 交通事故発生翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。 (2) 令和元年 7 月には、通勤経路や学校周辺の危険個所の確認や安全運転のコツなどをグループで話し合う研修を行いました。出された意見を職員室に掲示して共通理解を図りました。 (3) 令和元年 8 月には、150 日間の自動車運転の無事故・無違反を目指す「チャレンジラリー2019」に全職員が参加しました。また、交通事故が何日起きていないかを示す無事故メーターを設置し、事故防止の意識啓発を行っています。 (4) 令和元年 12 月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して自己分析を行いました。その上で安全運転自己目標を立て、机上に掲示して意識の向上を図っています。 (5) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせ等で副校長から受講を指導しました。 2 今後の防止策 (1) 令和 2 年度の職員会議でも、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。また、関係機関から提供される交通安全に関する情報を学校掲示板等を利用してタイムリーに伝えていきます。 (2) 交通事故の分析結果を踏まえ、採用 3 年目までの職員を対象にした交通安全研修を実施し、安全運転への意識向上を図ります。	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
金谷高等学校	令和元年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 特殊勤務手当の不正受給 3 内 容 金谷高等学校の教諭は、平成30年4月から6月の間、実際には指導に当たっていない時間帯の実績を特殊勤務実績簿に記載し、不正に特殊勤務手当44,700円を受給した。	
【措置の内容】 平成30年4月から平成30年6月の特殊勤務実績について、当該教諭の理解不足により、本来記入すべき生徒の指導をした時間ではなく、部活動に関連する事務処理を行った時間を記入していたことが分かりました。特殊勤務手当の支給要件としては該当しない内容であったため、平成30年7月25日に特殊勤務実績簿の修正を行うとともに、今後は指導に当たった時間分のみ報告するように注意しました。不正に受給した特殊勤務手当44,700円については平成30年8月の給料で返納しました。 防止策として、週休日等に試合が行われる場合は開催通知と復命を確認し、同じ部活動の教諭等が複数いる場合は実績の内容や時間帯を見比べ、疑義等の生じる場合は確認をして正しい手当が支給されるように努めております。 また、平成31年4月23日に行われた職員会議の冒頭で校長が「練習等の場において生徒を指導した時間を特殊勤務実績簿で報告すること」と注意喚起をしました。	

(別紙4)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡北特別支援学校	令和元年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生 3 内 容 令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。	
【措置の内容】 交通事故については、発生の都度、職員本人に対し、事故の原因と、発生を防ぐためにはどのような行動をとるべきであったかを考えることにより、再発防止に強い意志をもって努めることを喚起するとともに、法令遵守と安全運転を徹底するよう指導してきました。また、全職員に対しても、交通安全推進委員会を中心に、交通安全の徹底と交通事故の防止対策強化に努めています。 1 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を、教職員全員必ず受講し、常に周りの状況を把握することや危険を想定することなど運転技術の向上に努めています。 2 毎週実施する全体朝会において、県内で起こっている交通事故や交通事犯の事例を教職員に提示し、交通安全対策の徹底を図っています。 3 公用車で出張する職員には、運転者の健康管理推進のための体調確認とともに、各学部主事が中心となって安全運転への声かけを実施しています。 4 退勤時には輪番制で、教育公務員であることや運転時の注意点について全体に放送を流し、お互いに安全運転の意識と技術の向上に努めています。 5 県内ラジオ局の事業で行われている「安全運転チャレンジ150日」にグループ毎参加し、「事故を起こさない、起こさせない運転」に心がけるよう、お互いに声を掛け合っています。 6 長距離出張者には、公共交通機関の利用を促しています。 7 自分が日頃気をつけている運転技術や右左折の注意点などを交通標語にして「メッセージボード」に記入し、交通安全に必要な知識や技能をお互いに伝え合うようにしています。 8 NES 掲示板や校内掲示版を活用し、交通安全運動や安全運転のポイントなどの話題を積極的に取り上げるようにしています。 9 「コンプライアンス通信」を掲示板で掲載し、交通事故防止に役立てています。 10 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置することにより、全職員に交通事故を起こさないということを強く意識付けることとしました。	

(別紙5)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松特別支援学校	令和元年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故（人身事故）の発生 3 内 容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。	
【措置の内容】 本件については、職員の安全運転に対する意識が低いことによる注意不足が要因と考えられ、当該職員に厳重注意し、全職員に対して次の内容を実施し、再発防止に向けて取り組んでいます。 1 職員で組織する交通安全促進会の臨時総会を開催し、その中で本校における交通事故の状況と事例を報告し、職員に注意喚起を促しています。 2 企画会や運営委員会で交通事故の未然防止について指示を伝え、各学部において普段から職員の交通安全への意識を高める指導を行うように指示しています。 3 次の事項を記載した「交通安全5則」を校内に掲示するとともに毎月初め全職員打合せで唱和しています。 ① 飲酒運転は絶対しない。②安全速度は必ず守る。③カーブの手前ではスピードを落とす。④交差点では、必ず安全確認する。⑤「一時停止」では確実に止まる。 4 毎月初め交通事故・違反防止に向けた「自動車運転者の安全運転チェックシート」を個々に配布し、翌月に実施状況を管理職に報告させて事故防止に対する職員の意識向上に取り組んでいます。 5 交通事故が何日起きていないかを表す「交通事故メーター」を正面玄関の目につく箇所に掲示し、全職員が無事故の意識を継続できるようにしています。 6 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）が県から配信された都度、管理職等から全職員に校内掲示板で100%実施に向け周知しています。 7 学校正門付近の道路わきに啓発用の「交通安全のぼり旗」を毎日掲げ、安全運転への理解啓発を行っています。 8 平成31年度も引き続き「チャレンジラー150」（民間企業の企画事業）に多くの教職員がエントリーし、150日間の無事故・無違反に向けて取り組んでいます。	

監査結果に関する報告

(財務課)

令和元年度第4回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和2年3月4日に、今年度、第4回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和元年11月20日から令和2年1月24日に実施した県立学校等25所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、1件の指摘、10件の注意が付された。

また、同期間に随時監査が1所属で実施されたが、指摘等が付される所属はなかった。

さらに、同期間に財政的援助団体への監査が1箇所を実施され、1件の注意が付された。

(1) 定期監査

<指摘1件>

監査箇所	指摘等事項	
東部の県立高等学校、校名は非公表	件名	教員の不適切な行為による生徒負傷事案の発生
	内容	東部の県立高等学校の教諭は、令和元年5月、高校の校門前の通学路となっている坂道で、悪ふざけのつもりで、同校の男子生徒1人に詰め寄り、腕をつかんで振り回した後、胸のあたりを押して、通学路横の急斜面に突き落とした。その結果、同生徒は7メートル程度転がり落ち、全治1か月程度の怪我を負った。

<注意10件>

監査箇所	指摘等事項	
伊豆総合高等学校	件名	環境整備作業における通行車両損傷事故の発生
	内容	敷地内において、エンジン式草刈機を使用して環境整備作業を行っていた際、草刈機からの飛び石により、走行中の車両を破損する事故が発生した。
裾野高等学校	件名	特殊勤務手当の不正受給
	内容	裾野高等学校の臨時講師は、平成30年7月から31年1月までの週休日、祝日、計37日分について部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、特殊勤務実績簿に虚偽の実績を記載して報告し、特殊勤務手当(131,400円)を受給した。
藤枝東高等学校	件名	交通加害事故(人身事故)の発生
	内容	平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。
横須賀高等学校	件名	交通加害事故(人身事故等)の発生
	内容	平成30年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。
小笠高等学校	件名	交通加害事故(人身事故)の発生
	内容	平成28年度から30年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。

監査箇所	指 摘 等 事 項	
浜松商業 高等学校	件 名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内 容	平成 28 年度から 30 年度にかけて、公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。
浜松湖北 高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	浜松湖北高等学校佐久間分校の教諭は、平成 31 年 3 月、自らが指導する男子野球部の練習後に、部員生徒の首のあたりを両腕で抱え込むように掴んで投げた。当該生徒は体勢を崩して倒れ込み、校舎の壁に設置してある鉄製パイプに歯をぶつけ、上前歯 2 本を破折した。
中央特別 支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故等）の発生
	内 容	令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
藤枝特別 支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内 容	平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
掛川特別 支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内 容	平成 30 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。

(2) 財政的援助団体監査

<注意 1 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
一般財団法人 静岡県 青少年会館 （所管所属：社会教育課）	件 名	投資有価証券の不適切な運用、評価及び取得
	内 容	<p>法人が所有する投資有価証券について、以下の不適切な運用等があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 満期保有目的以外の国債は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、額面金額を計上していた。また、時価評価額と取得価額の差額を正味財産増減計算書に計上していなかった。 外貨建債券の運用に当たり、資金運用規程で定める理事会の承認を得ておらず、購入した外貨建債券は、期末貸借対照表において時価評価額を計上すべきところ、購入金額を計上していた。 資金運用規程で定める範囲を超えて、償還年限が 20 年を超える債券を取得していた。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 2 年 6 月 4 日までに監査委員へ報告する。

県への不当利得返還請求権行使等請求訴訟の終結

教育総務課、高校教育課

要旨

職務外非違行為（県バスケットボール協会の使途不明金関係）をしたとして、県に対して教諭に給与の返還請求を行うことを求めた訴えについて、県勝訴の判決（令和 2 年 2 月 5 日 東京高等裁判所）が言い渡された。原告は上告期間内（判決書の送達を受けた日から 2 週間以内）に上告しなかったことから、上告期限の令和 2 年 2 月 21 日の経過により当該判決が確定した。これにより、当該訴訟は終結した。

概要

1 当事者

原告 桜井建男（静岡市葵区南安倍）、訴訟代理人弁護士 藤森克美
被告 静岡県知事 川勝平太
訴外 県立高等学校 教諭

2 請求の趣旨

- (1) 被告静岡県知事は、訴外教諭に対し、金 180 万円（教諭に支払われた給与の概算）を静岡県に支払うよう請求せよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 請求の原因（要旨）

訴外教諭は、現職の県立高校の教員であり、平成 11 年当時、第 18 回女子アジアバスケットボール選手権大会の大会役員（財務委員会副委員長）として、他の大会役員等と共謀して私文書偽造・同行使、詐欺を犯した。また、訴外教諭は県バスケットボール協会の副理事長として、同協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、平成 22 年度に使途不明金を発生させた。

教育委員会は、平成 29 年 1 月又は 2 月に当該事実を覚知しており、3 月 1 日付けで訴外教諭に対し免職又は停職の処分を行うべきところ、これを怠ったことにより、訴外教諭に対する給与が支給され、県は支給された給与と同額の損害又は損失を蒙った。

4 第一審判決の概要（提訴日：平成 29 年 6 月 9 日、判決日：令和元年 6 月 27 日、静岡地方裁判所）

(1) 主文

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 理由（要旨）

訴外教諭について、地方公務員法 29 条 1 項柱書及び同項 3 号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」に該当すべき事情があつたとまで認めることができない。静岡県教育委員会が訴外教諭について懲戒処分をしなかったことが、著しく合理性を欠くとは解しえず、訴外教諭に対する給与の支出が財務会計法規上の義務に違反してなされた違法なものということとはできない。

5 控訴審判決の概要（控訴日：令和元年 7 月 4 日、判決日：令和 2 年 2 月 5 日、東京高等裁判所）

(1) 主文

控訴を棄却する。控訴費用は原告の負担とする。

(2) 理由（要旨）

原告の請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当である。